

富士山利用者負担専門委員会
公平で分かりやすい利用者負担制度検討結果報告

令和3年2月
富士山利用者負担専門委員会

目 次

1 富士山保全協力金制度の成果と課題	2 -
2 新たな利用者負担制度骨子案の提言	5 -
3 検討手順	6 -
(1) 理念等（理念、目的）	7 -
(2) 対象者	7 -
(3) 制度（法的根拠）	8 -
(4) 手法（徴収方法、徴収主体）	11 -
① 各登山口の窓口で徴収	12 -
② 条件付入域制度の手数料等と併せた徴収	13 -
③ 五合目駐車場料金と併せた徴収	14 -
④ シャトルバス運賃と併せた徴収	15 -

<参考>

○専門委員会・ワーキングの意見	-16-
○検討体制	-17-
○令和元年度～令和2年度	
富士山利用者負担専門委員会の開催実績	-18-
○富士山利用者負担専門委員会委員名	-19-

<資料集>

○富士山における所有・管理の主体	-20-
○関係法令（抜粋）	-21-
○法定外目的税の導入事例	-23-

1 富士山保全協力金制度の成果と課題

富士山保全協力金（以下「協力金」という。）は、平成 26 年 7 月から、「山頂を目指す登山者」を対象に 1 人 1,000 円を基本とした任意の寄附金制度として開始された。

制度開始から 5 年が経過した平成 30 年度に、作業部会からの付託を受け、富士山利用者負担専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、制度の検証を開始した。平成 30 年度は、協力率向上のための短期的な取り組みとして、対象者を「五合目から先に立ち入る来訪者」へ変更するとともに、協力金の充当事業について、「新規又は拡充」条件を撤廃し、従来から実施している事業にも充当できるようにした。また、「協力金額」「公衆トイレの維持管理への充当」については、継続審議事項とされた。

令和元年度に継続審議事項を検討し、作業部会の意見、登山者の意見を踏まえ、五年間の検証を進めていく中で、「受益者負担」の概念を追加し、公平で分かりやすい利用者負担制度の実現のために、令和 2 年度に義務的料金として全員が支払う新制度の骨子案を作成することとした。

協力金制度のこれまでの成果と課題は、以下のとおりである。

◎成果

- ・ 登山者自身が富士山の保全、その価値を継承するための担い手である意識の醸成
- ・ 富士山の保全に多大な費用が必要という認識の浸透
- ・ 協力金収入の活用による、環境保全面、安全対策面での管理体制の改善

◎課題

- ・ 支払う人と支払わない人との不公平感
- ・ 対面受付方式による、高い実施コスト

【参考：富士山保全協力金・協力率の推移】

(1) 山梨県

(単位：人、円)

区分	H27 (7/1~9/14)		H28 (7/1~9/10)		H29 (7/1~9/10):速報		H30 (7/1~9/10):速報		R1 (7/1~9/10):速報		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
現地	吉田	71,796	70,678,704	97,800	95,498,287	97,956	96,408,776	88,250	87,588,921	100,473	100,030,571
	計	71,796	70,678,704	97,800	95,498,287	97,956	96,408,776	88,250	87,588,921	100,473	100,030,571
インターネット等	インターネット	117	117,000	83	83,000	130	130,000	78	78,000	114	114,000
	コンビニ	278	278,000	157	157,000	172	172,000	128	128,000	217	217,000
	計	395	395,000	240	240,000	302	302,000	206	206,000	331	331,000
合計	72,191	71,073,704	98,040	95,738,287	98,258	96,710,776	88,456	87,794,921	100,804	100,361,571	
協力率	52.9%		64.5%		56.9%		58.6%		67.2%		

(2) 静岡県

(単位：人、円)

区分	H27 (7/10~9/10)		H28 (7/10~9/10)		H29 (7/10~9/10)		H30 (7/10~9/10)		R1 (7/10~9/10)		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
現地	富士宮	26,014	25,800,034	29,823	28,415,036	31,866	30,647,428	36,112	35,805,895	35,168	35,050,561
	五合目	12,751	12,609,258	17,939	16,812,889	19,156	18,147,908	23,799	23,670,699	22,163	22,117,165
	水ヶ塚	13,263	13,190,776	11,884	11,602,147	12,710	12,499,520	12,313	12,135,196	13,005	12,933,396
	御殿場	3,829	3,747,223	4,103	3,922,417	4,965	4,444,590	4,141	4,021,764	4,695	4,577,436
	須走	12,684	12,643,444	13,146	13,025,116	15,982	15,681,565	15,689	15,510,289	16,401	16,541,515
	計	42,527	42,190,701	47,072	45,362,569	52,813	50,773,583	55,942	55,337,948	56,264	56,169,512
インターネット等	インターネット	81	81,000	145	145,000	124	124,000	148	148,000	205	205,000
	コンビニ	177	177,000	254	254,000	195	195,000	123	123,000	202	202,000
	県庁受付	1,007	1,007,000	764	764,000	955	955,000	944	944,000	1,067	935,000
	計	1,265	1,265,000	1,163	1,163,000	1,274	1,274,000	1,215	1,215,000	1,474	1,342,000
合計	43,792	43,455,701	48,235	46,525,569	54,087	52,047,583	57,157	56,552,948	57,738	57,511,512	
協力率	46.7%		51.5%		48.2%		(※) —		67.4%		

2 新たな利用者負担制度骨子案の提言

	現行	新制度案	考え方
理念	富士山の顕著な普遍的価値を広く後世へ継承するための意識醸成	富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承	・受益者負担による義務化に伴い、意識醸成を削除
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の環境保全 ・登山者の安全対策 ・顕著な普遍的価値の情報提供 	同左	・後世継承のためには引き続き3点の目的が必要
対象者	五合目から先に立ち入る来訪者	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・受益と負担の関係が明確 ・円滑な制度移行が可能
制度	協力金（任意）	<u>法定外目的税（義務）</u>	・収入科目、財政需要への対応の観点から税を候補に選定
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・五合目登山口で対面受付 ・インターネット、コンビニ払い、県庁受付を併用 	<p><u>◎条件付入域制度を前提</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定エリアへの入域に条件を課す制度（事前予約、入域認定等）を導入 ・来訪者は条件付入域制度により徴収する手続手数料等に併せて税を支払う ・手数料等徴収者（特別徴収義務者）が県に税を納入 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全・登山の質の向上を目的とし、対象者全員が手続を取る ・五合目から先に立ち入る来訪者を対象 ・効率性を踏まえ手数料等と併せて税を徴収
金額	1人1,000円を基本	受益と負担の観点から今後検討	

※ 富士山の環境保全に対して、幅広い対象から負担を求めることや徴収の合理性の観点から、「五合目観光客」も含めるべきとの意見もあるが、これは将来的な方向性や対応を検討する際の課題とする。なお観光客も含めた来訪者全員を対象とする際の具体的な徴収方法としては、五合目駐車場を有料化し、駐車場管理団体が駐車場料金に併せて税を徴収する、という対応が候補となろう。

3 検討手順

新たな利用者負担制度の検討にあたっては、協力金の制度骨子の各項目に着目して検討することとした。

具体的には、①理念等（理念、目的）、②対象者、③制度（法的根拠）、④手法（徴収方法、徴収主体）、⑤負担金額（負担金額、用途）に大別し、検討を進めることとした。

①～⑤は、相互に関連しているため、単独の項目だけの検討には限界があるが、議論を集約し、課題を明確にするため、このような手法を採用した。

負担金額及び具体的用途については、制度概要が概ね定まらない中では検討の具体性を欠くことから、最後に検討を行うこととしており、現段階では検討に至っていない。

【現行制度骨子】

理念	富士山の顕著な普遍的価値を広く後世へ継承するための意識醸成	制度	任意の協力金（寄附金）
目的	・富士山の環境保全 ・登山者の安全対策 ・富士山の顕著な普遍的価値の情報提供	徴収場所	現地、インターネット、コンビニ払い
対象	五合目から先に立ち入る来訪者	金額	基本 1,000 円
期間	登山道開通期間	用途	五合目以上における事業

【検討手順】



4 検討内容

(1) 理念等（理念、目的）

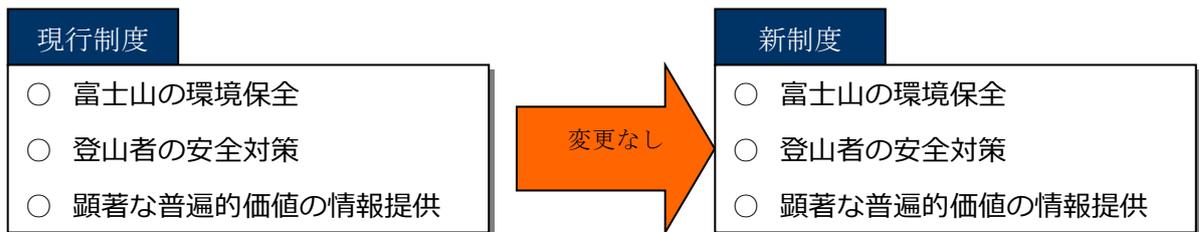
ア 理念

任意の協力金制度を通じた「意識醸成」から受益者負担による「富士山のための必要経費の確保」となるため、「意識醸成」を削除する。



イ 目的

現行制度の目的は、世界遺産富士山の顕著な普遍的価値の後世継承に不可欠であることから、変更しないこととする。



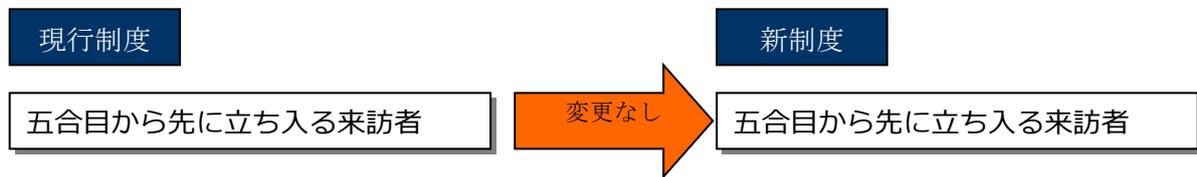
(2) 対象者

受益者負担の考え方から、「誰の、どのような受益を対象とするのか」、「その受益は、誰のどのような事業によって提供されているのか」を明確にすることが必要であることから、以下の表のとおり整理した。

● 受益の内容

受益		受益者			
		五合目より先	五合目観光客	五合目に至らない者	国民
安全性	・安全に富士登山ができる ・安全に富士山の観光ができる	◎	○	△	×
環境保全	・美しい富士山の自然を直接体験できる ・登山や観光による富士山への環境負荷を軽減してもらえる※ (※富士山に負担をかけている原因者としての負担)	◎	○	△	×
利便性	・宿舎やトイレの使用等を通じて、快適な登山・観光を楽しめる	◎	○	△	×
存在価値	・（富士山そのものに行かなくても）眺望や価値を享受できる	○	○	○	○

富士山で実施されている事業は、五合目から先に立ち入る来訪者を対象としているものが多い。そのため、最も受益を受けていると考えられ、現行制度からのスムーズな制度移行が可能であることから、「五合目から先に立ち入る来訪者」を継続する。



※ただし、富士山の環境保全に対して広く負担いただくことや、徴収方法の合理性の観点から、登山者だけでなく、「五合目観光客」を含めて検討した方が良いという意見が出されている。

(3) 制度（法的根拠）

ア 地方自治体の収入科目と富士山への適用比較

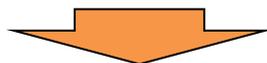
義務的な料金制度として富士山で実施可能な地方自治体の収入科目は何かという観点から、法定外税、負担金、分担金、使用料、手数料について検討した。以下に地方自治体の自主財源と富士山への適用を比較検討した表を示す。

【地方自治体の自主財源】

種類	定義	根拠	受益と負担	収納方法
法定外税	地方公共団体の特殊事業を勘案して設けることが出来る税 【目的税】特定の費用のために課される税 ⇔【普通税】	地方税法 第259条（普） 第731条（目）	受益を広く設定し、負担を求めることが可能	・収納委託不可（納税通知書が必要） ・特別徴収可 ・証紙徴収（現金納付）
負担金	①法律に基づき、 特別の利益関係等を有する者から 、その事業経費を 受益等の程度に応じて徴収するもの 。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	地方財政法 第27条 及び関係法令	受益者を個別に特定し、受益の範囲内での負担を求める必要がある	納入通知書
分担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な費用に充てるため、 特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの 。	地方自治法 第224条		
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。	地方自治法 第225条 地方財政法 第23条	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない。	収納委託可
手数料	特定の者に提供する 役務に対し 、その費用を賄うため又は報償として徴収するもの。	地方自治法 第227条		
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、 金銭又は特定の財産の給付を受けるもの 。	—		

【富士山への適用比較と整理】

種類	見解	適用の可能性															
法定外目的税	<p>条例制定により課することが可能だが、以下の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>総務大臣の同意が必要</u> ・<u>制度上の完全捕捉</u>（総務省見解） ・税の原則 ⇒ <u>公平・中立・簡素</u> <p><実施例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課税客体</th> <th>納税義務者</th> <th>税率</th> <th>徴収方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗鞍環境保全税 (岐阜県)</td> <td>駐車場へ車両を 運転して入り込 む行為</td> <td>運転者</td> <td>乗用車 300円/台 車両により異なる</td> <td>特別徴収(駐車場代 金に上せ)</td> </tr> <tr> <td>宿泊税 (東京都等)</td> <td>宿泊</td> <td>宿泊者</td> <td>100円~1,000円 自治体、宿泊料金 により異なる</td> <td>特別徴収(宿泊料に 上乗せ)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	課税客体	納税義務者	税率	徴収方法	乗鞍環境保全税 (岐阜県)	駐車場へ車両を 運転して入り込 む行為	運転者	乗用車 300円/台 車両により異なる	特別徴収(駐車場代 金に上せ)	宿泊税 (東京都等)	宿泊	宿泊者	100円~1,000円 自治体、宿泊料金 により異なる	特別徴収(宿泊料に 上乗せ)	△
名称	課税客体	納税義務者	税率	徴収方法													
乗鞍環境保全税 (岐阜県)	駐車場へ車両を 運転して入り込 む行為	運転者	乗用車 300円/台 車両により異なる	特別徴収(駐車場代 金に上せ)													
宿泊税 (東京都等)	宿泊	宿泊者	100円~1,000円 自治体、宿泊料金 により異なる	特別徴収(宿泊料に 上乗せ)													
負担金	地方財政法第 27 条は、「・・・都道府県は、・・・当該市町村に対し、・・・負担させることができる。」とされており、来訪者から徴収することは出来ない。	×															
分担金	地方自治法第 224 条は、分担金を徴収する対象として、「当該事件により特に利益を受ける者」とし、不特定多数の来訪者から徴収することはできない。	×															
使用料	<p><国の営造物に関する使用料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法（第 23 条）を根拠に使用料を徴収することについて、総務省に①②を電話照会 ①静岡県・山梨県が富士山で実施している安全対策、環境保全事業などを「管理」と解せるか ②富士山を「国の営造物」と解せるか <p>いずれも富士山での適応は難しいとの回答であった。</p> <p><公の施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山における県の所有権・管理権を確認すると両県が管理権を有するものは、登山道（県道）のみである。 ①道路法の適用を受ける登山道で、使用料を徴収するためには、道路整備特別措置法第 18 条に基づき、有料道路とする必要があるが、現在の富士登山道のように既設道路の場合は、改築予定がなければ有料道路とすることができない。 ②また、現在の登山道を道路区域から除外し、登山道を地方自治法第 244 条の 2 により「公の施設」に位置付ける又は、地方財政法第 23 条の「営造物」とすると、使用料の徴収の解釈が出来るが、以下の課題が伴う。 ・災害復旧に係る国の有利な財政支援が受けられなくなり、既に整備した施設（導流堤）に係る補助金返還が請求される可能性がある。 ・環境保全対策の財源とすることができない。 ・具体的な施設の使用とすると、受益に対する負担の考えが狭くなり、将来的に対象を広げることができなくなる懸念がある。 <p><史跡名勝天然記念物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法第 116 条第 3 項により、観覧料（使用料）の徴収について文化庁に聞き取りをしたところ、「観覧料」（使用料）は神社仏閣を中心とした考えであり、富士山での適応は難しいとの回答があった。 	△															
手数料	住民票の発行手数料など、役務に対する実費弁償のため、該当しない。	×															



適用の可能性として、「税」と「使用料」が考えられるが、「使用料」については、物的施設の利用が本質的な要素として加わり、富士山において「使用料」を徴収する場合、登山道を道路区域から除外する必要があり、デメリットが大きい。

また、富士山を「国の営造物」と解釈し、「使用料」を徴収することについては、総務省への照会の結果、困難との回答がある。

両者を比較し、富士山管理という特別な財政需要への対応という観点から、それに関する施策に最初から 税金を当てられる「法定外目的税」が有力な候補であると考ええる。

イ 制度導入に向けた要件と課題

(ア) 要件

地方税法第 731 条第 2 項により、法定外目的税を新設しようとする場合には、あらかじめ、総務大臣に協議し、同意を得ることが必要となる。同意に際しては、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（H15. 11. 11 総務省自治税務局長通知）※ が示されており、それらを満たすことが必要である。

さらに、県議会の同意の下、法定外税の目的、税率、徴収方法等を示した条例を制定することが必要となる。

※「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（H15. 11. 11 総務省自治税務局長通知・抜粋）

- ・ 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと
- ・ 徴収方法等について、十分な検討が行われることが望ましい

(イ) 課題

① 公平な徴収

富士山は広大であるがゆえに、五合目登山口を通過せずに登山をすることが可能である。また、登山道は県道であるため、道路法の「道路無料公開の原則」により、税の不払いを理由に登山道の通行を拒否できない状況である。

したがって、税の原則である「公平」という観点からも、課税対象者の確実な捕捉と徴収漏れの未然防止策の検討、不払い者への対応が課題である。

② 実施体制の整備とコスト

現行の富士山保全協力金制度は、その実施経費に、山梨県 3 割、静岡県 7 割弱の費用を要している。協力金制度は、任意の制度であり、支払い機会を通じた富士山の顕著な普遍的価値の後世継承に係る情報提供や意識醸成を目的としているため、実施コスト縮減の課題を認識しつつも、協力率を向上させる取り組みを進めてきた。

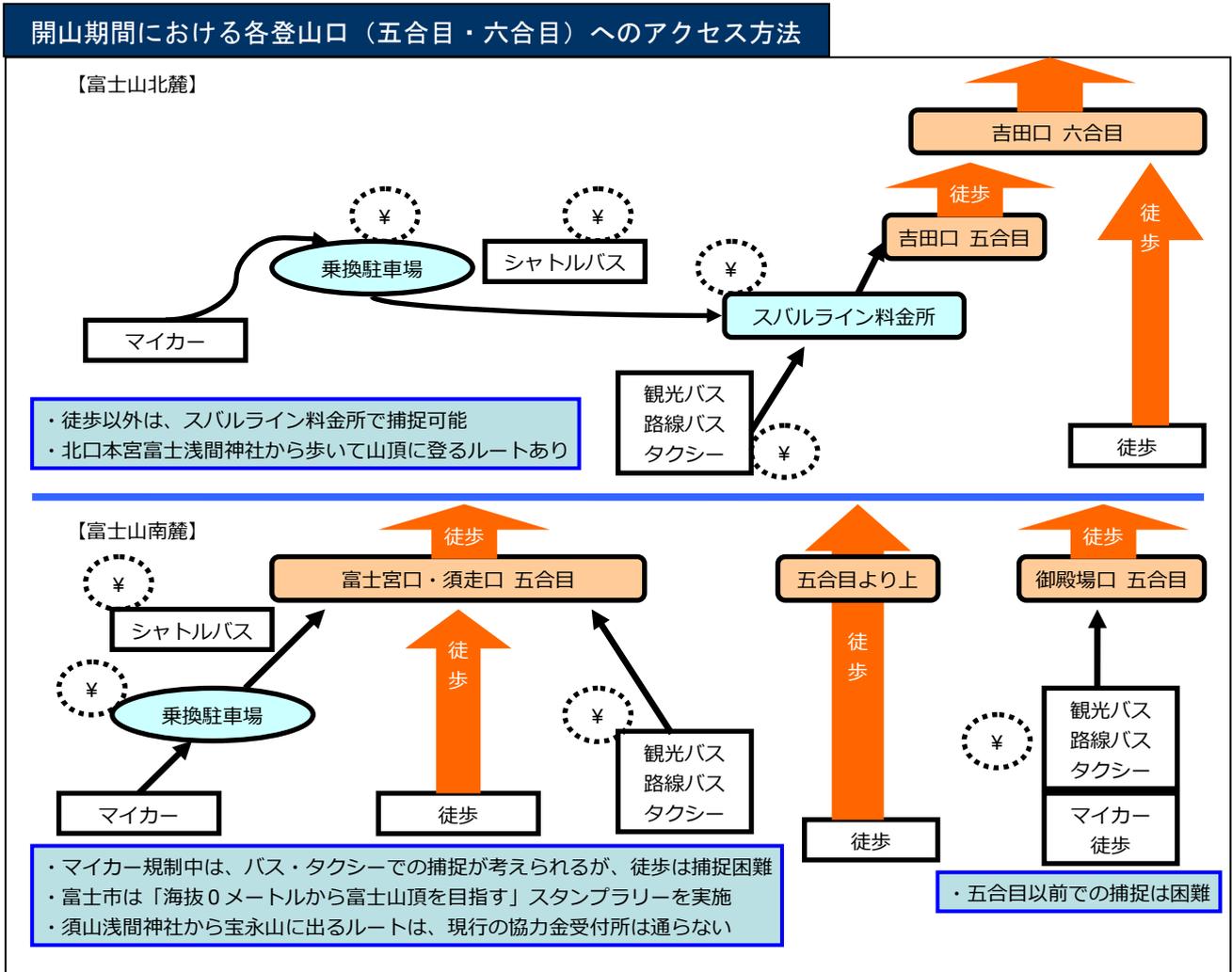
しかし、税の徴収の場合には、協力金制度と同様の収支バランスは難しいと考えられる上、静岡県側の 3 登山口で 24 時間体制の徴収窓口を設置するとなると、さらに収支バランスが悪化することになる。

税の徴収にあたっては、実施体制の整備とコスト縮減の課題を解決することが必要であり、法定外目的税の他県の導入事例を踏まえ、特別徴収制度の採用が必要と思われる。

(4) 手法（徴収方法、徴収主体）

法定外目的税を導入している他県等の事例を参考に、富士山に適応可能な徴収方法を検討した。

対象者が「五合目から先に立ち入る来訪者」であることから、多数の登山者の登山開始地点となる各登山口五合目へのアクセス方法を整理するとともに、「対象者の捕捉性」と「税金に見合う徴収コスト」を実現することが制度導入の課題であるとの認識の下、4つの徴収方法を検討した。



- ・ 富士山北麓からの登山者は、必ず吉田口六合目を通過。
- ・ 富士山南麓では、山麓から徒歩で山頂を目指す登山ルートがあり、各登山口五合目を通過しない登山者も希に存在。

徴収方法（案）

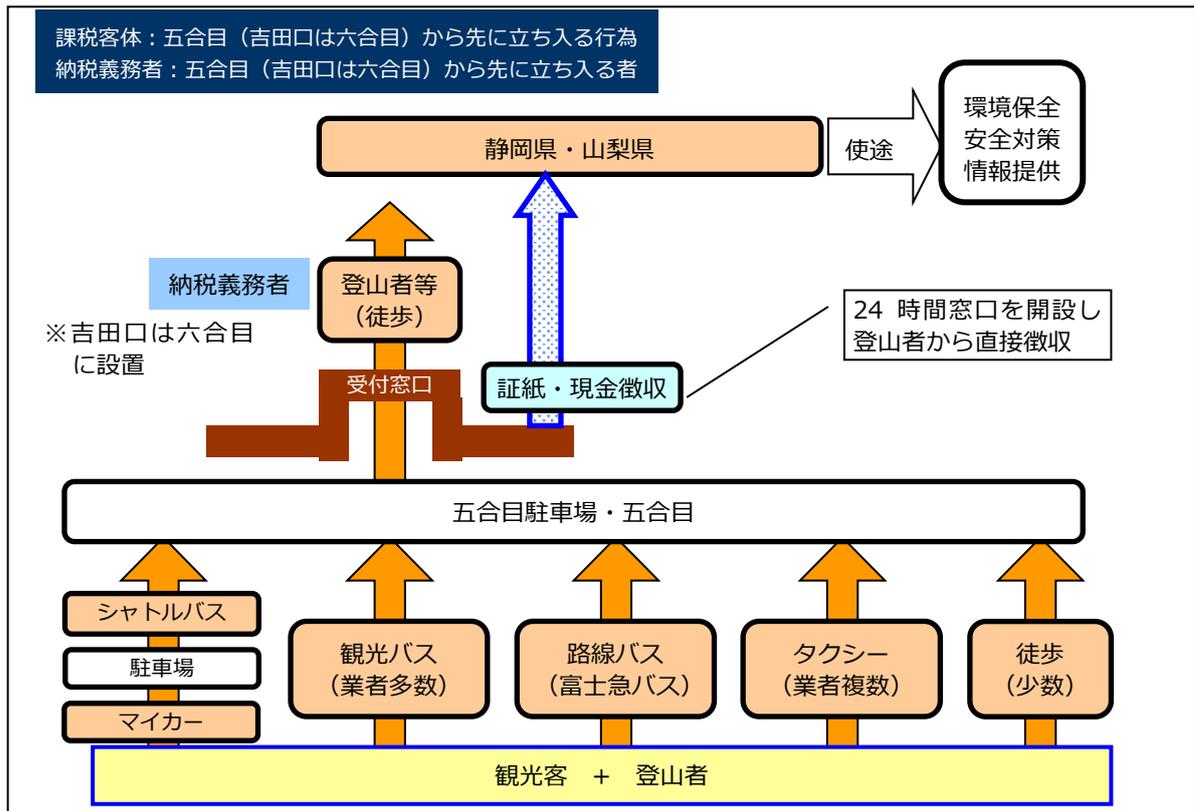
- ① 各登山口の窓口で徴収
- ② 条件付入域制度の手数料等と併せた徴収
- ③ 五合目駐車場料金と併せた徴収
- ④ シャトルバス運賃と併せた徴収

① 各登山口の窓口で徴収

<基本的な考え方>

現行の協力金の受付と同様、五合目（吉田口は六合目）に窓口を設置し、徴収員が直接来訪者から税を徴収する。現在、静岡県側では、収支バランスの観点から多数の登山者が通過する時間帯のみ窓口を設置しているが、公平性を担保するため、24 時間の徴収体制を構築する。また、現地払いのほか、事前納付、電子決済等の手段も併せて整備する。

◎ イメージ図



◎ 徴収方法・課題

徴収方法	・五合目（吉田口は六合目）に設置した窓口で税を徴収する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間受付体制の整備に伴う、静岡県側の徴収コストの増大。 ・受付窓口を通過しない登山が可能のため、課税対象者の完全捕捉が困難。 ・徴収漏れへの対策。 ・登山道が県道であり、道路法上の「道路無料公開の原則」の観点から、支払わない者の通行を拒否できないため、公平性の担保が困難。

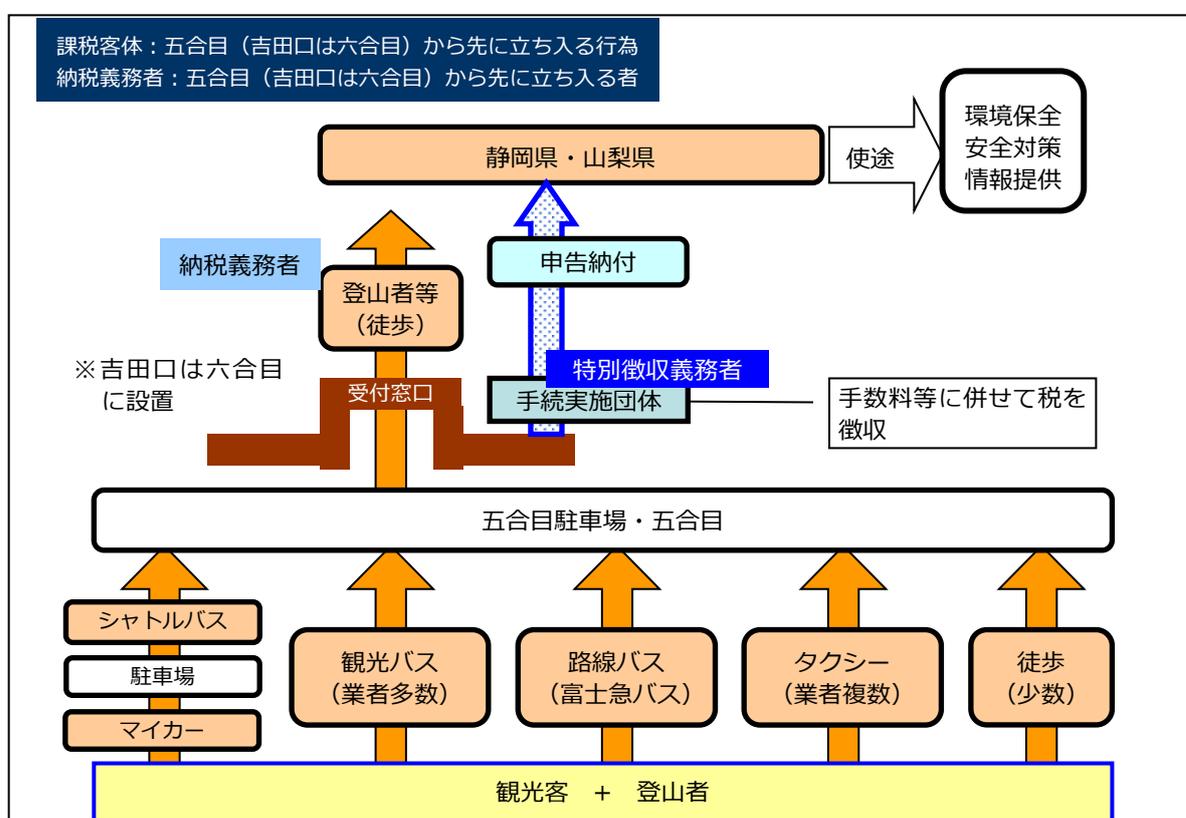
② 条件付入域制度の手数料等と併せた徴収

<基本的な考え方>

「義務的な料金」制度の導入の検討にあたり、目指すべき「富士山の利用のあり方」を含めた検討が必要であるとの意見が出された。富士山の環境保全及び登山の質の向上を目的に、エリアへの立入に条件を付す制度（条件付入域制度）を導入し、手数料や事前レクチャー受講料等に併せて税を徴収する。本制度との併用により、課税対象者の把握や捕捉性が高まることが期待される。

制度としては、事前予約制、国立公園で導入されている立入認定、事前レクチャーの受講、登山届の義務化などが想定されるが、現時点でどの制度を採用するのか決定していない。来年度以降、富士山の利用環境に適応した詳細な制度設計を行なうことが必要である。

◎ イメージ図



◎ 徴収方法・課題

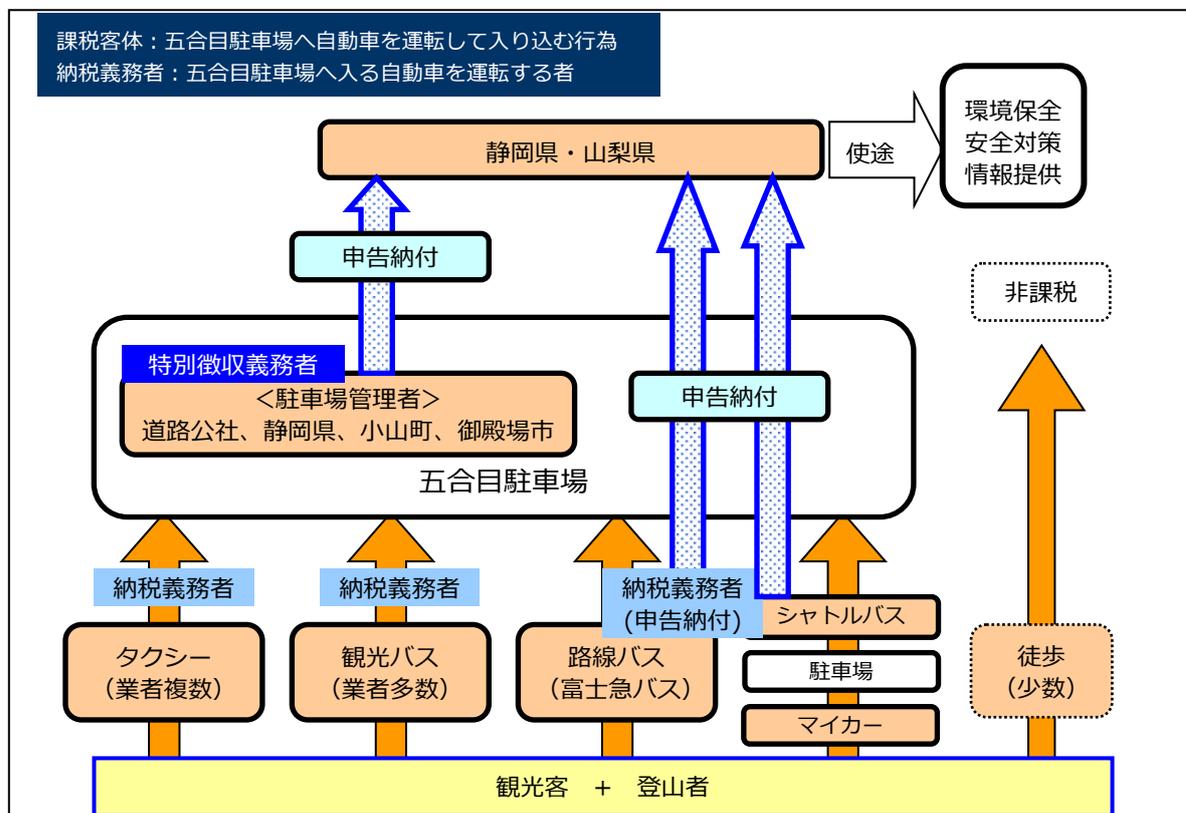
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 一定エリアへの立入に認定手続、事前予約、事前レクチャー受講等の条件を付す「条件付入域制度」を導入する。 手続実施団体が手数料等に併せて税を徴収し、県に納付する。（特別徴収）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「富士山の利用のあり方」を含めた検討を行い、条件付入域制度を設計。 手続実施団体の確保や、現地での具体的な運用オペレーションの整理。 国立公園を所管する環境省、土地所有者である林野庁、浅間大社等との調整。 条件付入域制度に対する地元関係者・利用者の理解。

③ 五合目駐車場料金と併せた徴収

<基本的な考え方>

岐阜県で実施されている乗鞍環境保全税を参考に、完全捕捉という観点から車両に着目した徴収方法で、五合目駐車場を有料化し、駐車場料金の支払いに併せて税を徴収する。

◎ イメージ図



◎ 徴収方法・課題

徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 五合目駐車場を有料化する。 駐車場管理団体が駐車場料金に併せて税を徴収し県に納付する。（特別徴収）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 五合目駐車場の有料化。 駐車場管理団体の確保。 車両ごとの課税となり、来訪者との関係が間接的となるため、受益者負担の観点が希薄。 吉田口五合目駐車場は、有料道路料金の中に管理費用が含まれているため、道路料金と駐車場料金を分離することは課題が多い。

<参考：土地所有者と駐車場管理者の関係>

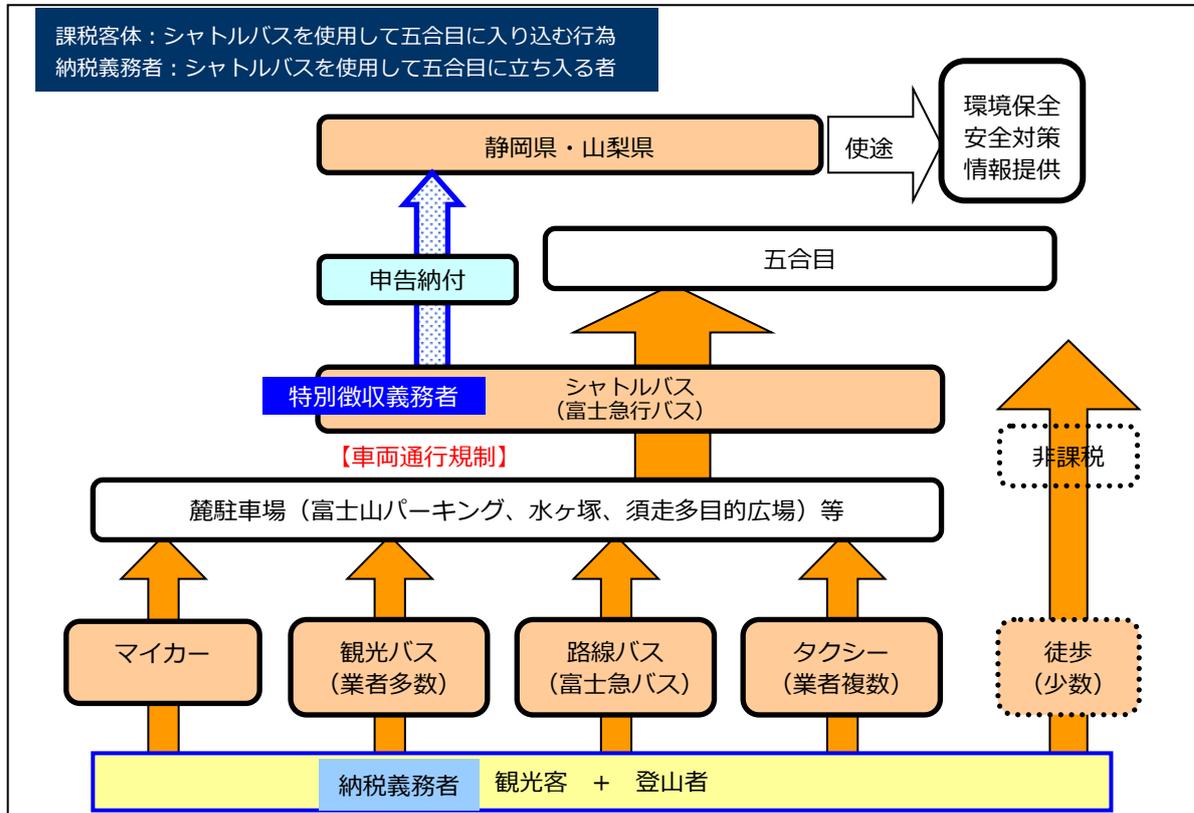
登山口	所有者	管理者	備考
吉田口	山梨県 (森林環境部)	山梨県道路公社	法的には有料化可能
富士宮口	林野庁	静岡県道路部局	
須走口	林野庁	小山町観光課	
御殿場口	玉穂財産区	御殿場市観光課	

④ シャトルバス運賃と併せた徴収

<基本的な考え方>

車両を利用して五合目駐車場に向かうすべての来訪者に対して、シャトルバスへの乗換えを義務化し、シャトルバス運賃の支払いに併せて税を徴収する。

◎ イメージ図



◎ 徴収方法・課題

徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 麓駐車場でのシャトルバスへの乗り換えを義務化する。 バス事業者がシャトルバス運賃に併せて税を徴収し県に納付する。(特別徴収)
課題	<ul style="list-style-type: none"> 規制車両の拡大。(現在はマイカーのみ規制。また、御殿場口は規制なし) 警察は、道路交通法を根拠にシャトルバスへの乗換えを義務化することは困難との見解。 麓駐車場の確保。 シャトルバスの運行体制の整備。特に吉田口の運行本数の増加と御殿場口の路線開設。

徴収方法の比較整理

徴収方法	見解	評価
①各登山口の窓口で徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施コストの大幅な増加。 ・ 窓口を通過しない登山が可能なため、対象者の完全補足が困難。 ・ 徴収漏れへの対策が必要。 	×
②条件付入域制度の手数料等と併せた徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「富士山の利用のあり方」との整合性が高い。 ・ 税制度だけでなく、エリアへの立入条件を課す制度設計が必要。 ・ 対象者の把握や捕捉性を高めることが可能。 ・ 特別徴収制度の活用が可能。 	○
③五合目駐車場料金と併せた徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他県での導入事例有（乗鞍環境保全税）。 ・ 登山者だけでなく幅広い対象に負担を求めることが可能。 ・ 特別徴収制度の活用が可能。 ・ 駐車場を有料化するため、サービス低下と捉えられる恐れ。 ・ 有料道路と一体化している吉田口での導入は課題が多い。 ・ 課税対象が車両となるため、来訪者との関係性が希薄。 	△
④シャトルバス運賃と併せた徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全車両を規制し、シャトルバスへの乗換を義務化する法的根拠が見当たらないとの意見有。 ・ 麓駐車場の確保やシャトルバスの運行体制の整備が必要。 ・ 登山者だけでなく幅広い対象に負担を求めることが可能。 ・ 特別徴収制度の活用が可能。 	×



- ・ 「五合目から先に立ち入る来訪者」を対象とすることを第一に検討することとしており、富士山の管理という観点からの整合性が高く、課税対象者を確実に把握し、捕捉性が高められることを踏まえ、「②条件付入域制度の手数料等と併せた徴収」を候補とする。
 - ・ 一方、幅広い対象から負担を求めることや徴収方法の合理性の観点から、「五合目観光客」を対象に含める意見が出されている。
 - ・ そのため、まずは「条件付入域制度」を具体化し、「五合目から先に立ち入る来訪者」を対象とした義務化の検討をする。
- 「五合目観光客」の負担は、忘れることなく次の段階で進めていくことが重要である。

<参考>

○専門委員会・ワーキングの意見

- ・ 義務化導入のためには、利用者負担だけでなく、「利用のあり方」を含めた制度設計が必要。
- ・ 一番利益を受ける「五合目から先に立ち入る来訪者」を対象とする制度が、一番理解を得やすい。
- ・ まずは「五合目から先に立ち入る来訪者」を対象として義務化の導入を目指したらどうか。
- ・ 浅く広く負担を求める観点から、「五合目観光客」を対象に含めて検討したらどうか。
- ・ 税制度の導入のためには、「徴収のしやすさ」という観点から、対象を考えることが大事。
- ・ 協力金の反省事項として一番大きいのは、「徴収コスト」の問題。そこは改善した方が良くと思う。「徴収コスト」にお金が使われることは納得出来ない。
- ・ 「徴収コスト」の問題や「徴収のしやすさ」の問題に議論が行きがちだが、条件付入域制度と併せた徴収の肝は、ある程度入域に制限をかけることにより質の高い登山体験が可能となるなど「富士山の利用のあり方」との整合性が高いことにある。
- ・ 富士山の五合目より上は静穏な、入域を制限された神聖な場所と考え、世界遺産富士山にふさわしい利用のためにはこの方法を取るということを地元の方々も含めて理解していただく必要がある。富士山の自然環境及び神聖な価値にふさわしいからやるという合意が必要。
- ・ お金をいただく仕組みを、徴収コストとしてではなく、登山者がメリットと感じられるものに結びつけていくことが必要。
- ・ 入域制度をつくり、特別徴収義務者を指定出来るかが、制度導入のカギだと思う。
- ・ 基本的には条件付入域制度が良いと思うが、次の段階では、五合目観光客にも負担を求めることを進めることが重要。
- ・ ①以外は、他の制度に相乗りすることが前提のため、相乗りされる側の制度趣旨からの検討も大切。
- ・ 山梨県が検討している登山鉄道構想の中では、税を鉄道運賃に上乗せして徴収することや、小中学校における少人数教育の実現が触れられている。③④を導入した場合、用途の変更や拡充の可能性が否定出来ず、将来的に税の使用目的が両県で異なる恐れが生じる。富士山で徴収される税は、両県で同じ用途とし、登山者の安全対策や環境保全に使われるべきと考える。

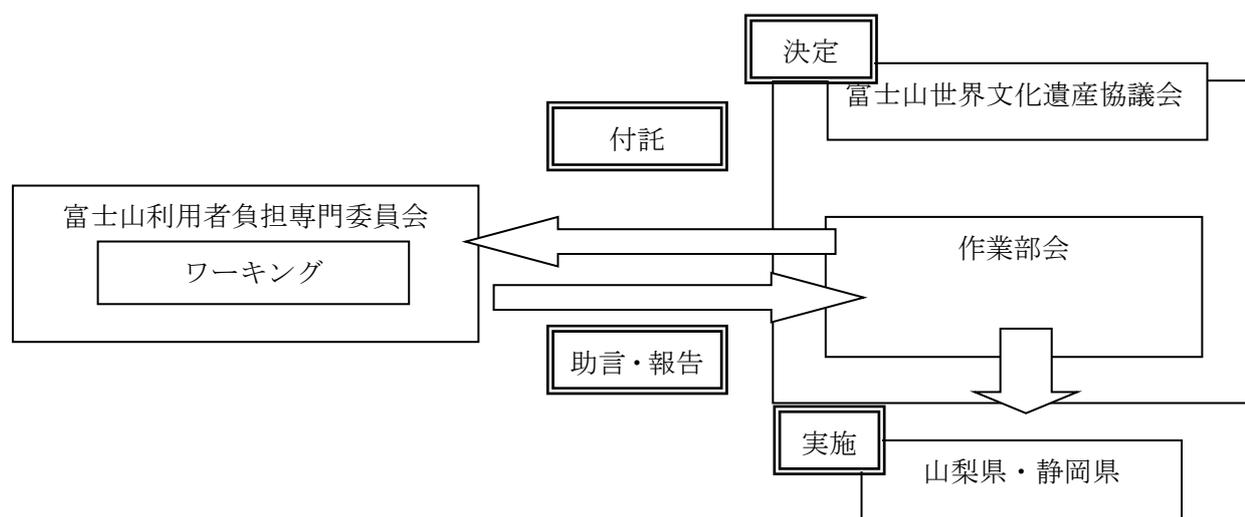
○ 検討体制

富士山利用者負担専門委員会は、富士山における利用者負担制度について専門的見地から検討する組織である。学識経験者等が構成員であり、事務局は山梨県・静岡県が共同で務めている。専門委員会は、富士山世界文化遺産協議会作業部会に対し、助言、報告を行う。

作業部会は、市町村、地元関係団体、住民代表者等を構成員とし、富士山世界遺産協議会における協議事項の事前準備及び調整を行う組織である。

富士山世界遺産協議会は、資産及び周辺環境の現状の把握、資産の保全及び整備活用に関する事項を協議することを目的とした、最終意思決定機関である。構成員は、山梨県・静岡県知事、市町村長、市町村教育長、国、恩師林組合である。

専門委員会では、令和元年度から、委員会が報告、助言を行う事項のうち、事前の準備・調整が必要な特定課題に対する詳細な検討を行うため、富士山利用者負担専門委員会ワーキングを置いている。



○ 令和元年度～令和２年度

富士山利用者負担専門委員会の開催実績

	開催日	議題
ワーキング	令和元年 6 月 20 日	富士山の利用における財政需要について 利用者負担制度の方向性について
ワーキング	令和元年 7 月 31 日	富士山における財政需要について 利用者負担制度の方向性について
ワーキング	令和元年 9 月 5 日	利用者負担専門委員会の報告について
第 8 回委員会	令和元年 10 月 25 日	利用者負担制度ワーキングの検討（中間報告）（案）について
ワーキング	令和元年 12 月 18 日	利用者負担制度の方向性について 利用者負担制度の今後の検討について
第 9 回委員会	令和 2 年 2 月 17 日	富士山保全協力金の金額について 公平で分りやすい利用者負担制度の実現について
ワーキング	令和 2 年 8 月 3 日	検討の進め方 新たな富士山利用者負担制度の検討における課題整理
ワーキング	令和 2 年 9 月 4 日	徴収方法の検討
ワーキング	令和 2 年 9 月 30 日	富士山利用者負担専門委員会中間報告（案）について
第 10 回委員会	令和 2 年 10 月 23 日	富士山利用者負担専門委員会中間報告について
ワーキング	令和 2 年 12 月 24 日	新たな利用者負担制度の提言 徴収方法
第 11 回委員会	令和 3 年 2 月 16 日	公平で分りやすい利用者負担制度について

○ 富士山利用者負担専門委員会 委員名

五十音順 敬称略 計12名

役職	ワーキング 構成員	所属	氏名
委員長		静岡県補佐官（学際担当）	安田 喜憲
副委員長		山梨県郷土研究会理事長	清雲 俊元
委員	○	明治大学専門職大学院法務研究科教授	岩崎 政明
委員		静岡県立大学教授	大久保あかね
委員		公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会専務理事	尾形 好雄
委員		認定NPO法人富士山クラブ会長	奥島 孝康
委員		認定NPO法人富士山世界遺産国民会議運営委員長	小田 全宏
委員	座長	横浜国立大学教授	加藤 峰夫
委員	○	山梨大学名誉教授	花岡 利幸
委員		常葉大学名誉教授	山田 辰美
委員	○	東京大学准教授	山本 清龍
委員	R2～ ○	筑波大学教授	吉田 正人

○ 関係法令（抜粋）

I 地方自治体の自主財源に関する関係法令

1 法定外目的税

地方税法

（法定外目的税の新設変更）

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、**法定外目的税**を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 負担金

地方財政法

（都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担）

第二十七条 都道府県の行う土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する**経費の一部を負担**させることができる。

3 分担金

地方自治法

（分担金）

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、**分担金**を徴収することができる。

4 使用料

地方自治法

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき**使用料**を徴収することができる。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

地方財政法

（国の営造物に関する使用料）

第二十三条 地方公共団体が管理する国の営造物で当該地方公共団体がその管理に要する経費を負担するものについては、当該地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該営造物の使用について**使用料**を徴収することができる。

文化財保護法

観覧料（使用料）

第一百六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき**観覧料**を徴収することができる。

地方自治法

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、**手数料**を徴収することができる。

II 利用の規制に関する関係法令

1 自然公園法

(利用調整地区)

第二十三条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域又は海城公園地区内に**利用調整地区**を指定することができる。

2 (省略)

3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項又は第七項の**認定**を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。(以下省略)

(立入りの認定)

第二十四条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の**認定**を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

(手数料)

第三十一条 国立公園について第二十四条第一項若しくは第七項の認定又は同条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の**手数料**を国(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関)に納めなければならない。

2 道路交通法

(公安委員会の交通規制)

第四条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

3 文化財保護法

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

○ 法定外目的税の導入事例

名称 (実施主体)	用途	課税客体	納税義務者	税率	徴収方法
乗鞍環境 保全税 (岐阜県)	乗鞍地域の環境保全に係る施策に要する費用に充当	乗鞍スカイライン山頂駐車場へ自動車 を 運転して入り込む行為	乗鞍スカイライン山頂駐車場へ入り込む自動車 を 運転する者	乗用車(定員10人以下の自動車等)・・・ 300円/台 マイクロバス(定員11~29人以下の自動車)・・・ 1,500円/台 一般乗合用バス(定員30人以上)・・・ 2,000円/台 観光バス(定員30人以上)・・・ 3,000円/台	○乗用車、マイクロバス、観光バス 駐車場利用料金徴収者を特別徴収義務者に指定。特別徴収義務者が駐車場利用料金に加算して徴収し、納付。 ○一般乗合用バス バス会社が申告納付
環境協力 税 /美ら島 税 (沖縄県の4村)	環境の美化、保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充当	旅客船や飛行機等により村へ入域する行為	旅客船や飛行機等により村へ入域する者 *村ごとに納税義務者の定義が若干異なる	入域ごとに100円/人	船会社等を特別徴収義務者に指定。特別徴収義務者が乗船料金に加算して徴収し、納付。
宿泊税 (東京都、大阪府、京都市など)	観光振興を図る施策に要する費用に充当	宿泊料金を受けて行われる宿泊	ホテル又は旅館への宿泊者	一人一泊につき宿泊料金が ①1万以上~1万5千円未満・・・100円 ②1万5千円以上・・・200円 (東京都の金額 自治体によって異なる)	旅館業者を特別徴収義務者に指定。特別徴収義務者が宿泊料金に加算して徴収し、納付。